

～令和6年度第8回理事会(R6.11.27開催)の結果報告～

11月理事会（R6.11.27）で以下が決まりました

① 新会員入会を承認

10名の入会申請者を承認。入会後の会員数は1,540名となり、昨年度同時期と比べて130名9.2%の増加。

② 事務費規程を一部改正

フリーランス新法の施行に伴い、「センター業務委託料」等を加筆。

③ 定款第4条第1号に掲げる事業の契約に関する規程を制定

定款第4条第1号に掲げる事業の契約に関して、適用の範囲や、契約書の作成、請負料金等の請求等、配分金の支払等を規定。

④ 財務規程を一部改正

支払事務の条文中、「配分金」を「配分金（包括的契約においては会員業務委託料）」に改正等。

⑤ 役職員の職務及び権限に関する規程を一部改正

常務理事の職務に関する条文中、「契約」を「契約（包括的契約においては準委任契約）」に改正等。

以上

フリーランス法の施行に伴い、就業条件を発注者（特定業務委託事業者）に就業する会員（特定業務受託事業者）への周知（明示）義務が発生します。そのため、現行の契約方法では、受注した業務をセンターが会員へ再委託することから、センターに周知する義務が発生すること等に伴う規約の一部を改正するもの。

#### ④ 会員会費規程の一部改正について

一事業年度の入会者のうち、第四４半期（１月～３月）の入会者は、その以外の期間に入会する者と比べて、就業の機会等が少なくかつ就業しても短期間です。そのような条件下で、１年分の会費の徴収することは会員負担のバランスを欠く側面があります。また、年度末が間近かであることから、翌年度まで入会を控える方もいて、翌年度から始まる新規受託事業への会員対応が難しくなる事例もあります。よって第四４半期入会者については、会費を免除し負担の公平性と入会促進を図るため、規程を一部改正するもの。

#### ⑤ 職員の採用に関する規程の一部改正について

民法の改正・施行に伴い、令和２年４月１日以降は、身元保証書の損害賠償額を定めていないもの、損害賠償責任が無効となったことから、また、身元保証人を立てることは法律で義務付けられていないこと等を考慮し、身元保証書の提出を削除するため規程を一部改正するもの。